

## 第6章 サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加

### 1 追加基準

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者住まい法<sup>※20</sup>第7条に規定する登録基準に加え、大阪府内においては、以下の基準を追加します。

#### (1) 緊急通報装置<sup>※11</sup>の設置

入居者の心身の状況が急変した場合にサービス提供者に通報できるよう、少なくとも居室内に緊急通報装置を備えること。

#### (2) 耐火性能の確保

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

#### (3) 旧耐震建築物の耐震性の確保

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて、耐震改修により耐震性の確保を行うこと。

### 2 追加基準の適用

追加基準は、平成24年4月1日（以下、「施行日」という。）以降に登録申請を受け付けたものについて適用する。ただし、施行日までに既にサービス付き高齢者向け住宅に関する工事に着手し、又は国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の採択通知を受けているものについては、適用しない。

また、施行日以降に増築、改築、大規模の修繕、又は大規模の模様替えが行われる場合は、本基準に適合するよう求めるものとする。